

# 松尾 公就 博士（文学）学位請求論文審査報告書

## 論文題目：二宮尊徳の仕法と藩政改革

本論文は、請求者による年来の研究成果をふまえ、以下のような内容のものとしてまとめられている。

二宮<sup>たかのり</sup>尊徳（金治郎・金次郎）が近世後期から幕末にかけて、農村荒廃下の関東農村の復興を行い、大名や旗本の財政再建に従事したことは知られている。その範囲は北関東を中心に、南関東の小田原藩領から東北の相馬中村藩領にまで及んだ。尊徳による村落および領主財政の復興再建事業は、一般に尊徳仕法あるいは報徳仕法と呼ばれる。その既往の研究は、尊徳の門人が明治10年代以降に編集した伝記や聞き書きを史料として用い、尊徳を賛美することを目的に行われてきた。逸話までもが史料として用いられたのでは、尊徳仕法の本質や真の尊徳像を見出すことはできない。

本論文は、こうした従来の研究の問題点を打開すべく、尊徳らの日記や書翰、取調帳などの統計資料を史料として用い、尊徳仕法に関する史実を実証的に確認し、その歴史的意義を究明しようとしたものである。

小田原藩は文政期から藩財政改革を進めていたが、尊徳は、藩の依頼により、藩主大久保家の分家である旗本宇津家（知行高4000石）の財政再建と、農村荒廃が著しい宇津家の知行所である下野国芳賀郡桜町領の復興仕法を行うことになる。また、天保飢饉を機に、小田原藩領自体についても復興仕法を行うが、桜町領復興の成果である余剰資金を小田原仕法の原資の一部とするなど、天保期は報徳仕法が地域的にも拡大した時期であった。やがて、小田原藩との確執から、同藩領での仕法は「畳置」＝中止になる。こうした一連の経緯をふまえると、領主財政とその支配下の農村の復興仕法をめぐる、領主と尊徳の方策の相違を検討する上では、小田原藩財政と同藩領での復興仕法を取り上げることが不可欠であると考えられる。

そこで、本論文では、小田原藩と同藩領の村々における尊徳仕法を主な研究対象とした。

尊徳は、仕法を行うにあたり、「至誠・勤労・分度・推譲」の四綱領を説いた、とされてきた。そして、報徳仕法に特徴的なのは「分度・推譲」であり、中でも「分度」は、それを設定し、それを守れるか否かが仕法の成否につながる、とまで言われるほど、重視されてきた。本論文では、「分度」の語が天保11年（1840）以前には使われていないことから、尊徳が「分度」設定を仕法着手の条件にしたとする、これまでの考え方に疑問を提示した。農村復興資金を確保するために、領主財政の収入・支出額に限度を設けるのが「分度」とされてきたが、天保12年当初の「分度」は支出の分限という意味で用いられており、その後、領主の収入源である年貢収納高を過去の実績に基づいて制限する方策をも意味するように拡大されていった。そして、実際には、仕法期間中の年貢収納高は、領主財政の収入分と農村復興資金に分け、仕法終了とともに全てが領主財政に繰り込まれている。

このように、本論文では、「分度」の考え方の成立時期と、その意味内容に発展があることを明らかにした。

早くから尊徳の才能を見出した小田原藩主大久保忠真は、藩領の再建自体を尊徳に託したかったが、尊徳の登用に反対する意見があり、まず分家の宇津家の知行所である桜町領を復興させ、その実績をもって藩領の復興仕法を命じようとした、というのがこれまでの見方であったが、それを示す史料を見出すことはできない。宇津家とその知行所の復興仕法を尊徳が行う実際の経緯はこれまで全く検討されてこなかった。忠真が大坂城代、京都所司代を勤めた時期に、小田原藩は大坂の豪商鴻池家から多額の借金をしている。鴻池家が火災に遭い、その返済を求められたことから、藩は本格的な財政再建に乗り出すことになる。それまで、藩は、それまで荒廃が著しい桜町領や旗本宇津家に米金を助成してきたが、財政再建の一環として、この助成金を縮小させるか、または打ち切って、桜町領と宇津家が独立できるようにする必要があったのである。

小田原藩は、藩政改革の一環として、藩主忠真が老中に昇進した文政元年（1818）に領内の孝行人13名を表彰した。そのうち「耕作出精奇特人」として表彰された尊徳ら7名は、後に桜町領の実地調査と復興見込み案の提出を命じられた。そして、尊徳の見込み案が最も優れていたことから、彼に桜町領の復興仕法が命じられている。こうした経緯をふまえると、かねて尊徳の才能を見込んでいた忠真が彼を登用して桜町領仕法を命じた、とするのは事実ではないことは明白である。

本論文では、このように、桜町仕法を小田原藩藩政改革の一環として位置づけるとともに、仕法実施前にその選抜試験が行われた上で、尊徳が登用された経緯を明らかにした。

尊徳は、天保8年(1837)2月7日に藩主忠真の直書を受け取り、直ちに小田原藩領の仕法に着手した。同藩領は前年までの大飢饉で飢民が増え、尊徳はその救済から着手した。従来、忠真の直書は、尊徳に小田原藩領の仕法全体を依頼したものと理解されてきたが、先行して行われた桜町仕法の成果（余剰資金）である報徳金と藩主の手許金の貸し付けを領内に存分に行うように、と記すのみで、それ以上の内容は見られない。直書は、天保飢饉直後の飢民救済と報徳金の貸し付けを尊徳に依頼したもので、藩財政の再建仕法全般を依頼した文書である、と理解するには無理がある。

尊徳が天保飢饉直後の天保7・8年に飢民救済を行ったのは、烏山領（下野国）と小田原藩領（相模国・駿河国）だが、両所の飢民救済の実態を比較検討することによって、救済仕法の相違が見えてくる。尊徳は、両所の領民を無難・中難・極難に分け、それぞれの状態に応じた救済策を講じている。烏山領では、極難には粥の炊き出しという直接的な救済を行い、中難には開発に従事させることで雇用を創出し、金銭を給与する方法を用いている。烏山領の中難が米穀を購入し、食糧を確保できる経済的環境にあることを前提とした対策であったと言える。一方、小田原領では、極難・中難でその額に差はあるものの、米穀と金銭が給与されている。これは、食糧である米穀そのものと、米穀が流通していることを前提に、それを購入する金銭の両方が給与されたと見ることができる。つまり、尊徳は、金銭と米穀を相互に「融通」させることで、農村を復興しようとしたのである。

本論文では、こうした仕法の実態分析によって、尊徳が「融通」しない状態を農村荒廃と把握し、その克服を小田原領の飢民救済仕法の柱としたことを明らかにした。

貸与された報徳金や夫食米は返済が伴うが、その返済額は極難より中難、中難より無難（報徳金や夫食を借りていない領民）が多くなっている。こうした返済が実際に行われた

ことは、飢民を救済し、「村」を救済する尊徳による「報徳」の考え方を、ごく短時間に無難や中難に説き、受け入れさせたことを示している。そこには、「村」や「地域」の復興という「大利」を理解する領民（特に村役人層）の介在を見逃すことはできない。

小田原領農村の復興仕法では、用水堀や悪水堀の開削と修復普請などが行われている。これらの普請は一村内だけではなく、周辺の村々にも関係することであり、農民たちはその普請が行われていることを聞きつけると、隣村・近村の普請であっても「一村同様」「一和」の気持ちで自ら参加したという。報徳仕法によるこれらの普請は、村請制の下での役負担とは全く異なるものであった。堀普請の情報が周辺の村々に伝わり、その情報を自ら判断して普請場に駆けつけるというネットワークが見られる。その根底にあったのは、「地域」や「村」の復興・再建に農民たちが自ら進んで取り組もうとする意識であり、尊徳による村々への仕法実践の中で形成されていった意識であった。また、駿河国三島宿朝日与右衛門の仕法実施を関東各地の報徳指導者（尊徳の指示のもとで報徳仕法を指導する者）が連名で尊徳に嘆願している。彼らが特定の家の仕法実施を尊徳に願うということは他に見ることはできないが、報徳指導者の間でネットワークが形成されていたことは興味深い。

本論文では、このように、領民および報徳指導者のネットワークが重層的に存在し、それを背景に領内の復興仕法が展開したことを明らかにした。

報徳思想（そのすべてが尊徳の思想に由来するとは限らないが）を今日まで継承してきたのが各地の報徳社である。日本最初の報徳社は「小田原宿報徳社」と「下館信友講」（常陸国）で、世界で最も早く成立した信用組合と位置づけられてきたが、はたしてそうか。小田原宿報徳社は、天保14年(1843)4月に尊徳から報徳金160両を下付されたことに始まる。世話人や構成員の中にはアウトロー的な者が含まれ、その一人竹本屋幸右衛門は甲斐国八代郡成田村の生まれで、同地を出奔し、小田原の地にたどり着いた経歴をもつ。小田原宿報徳社は、宿や町、地域の救済復興を目的とした組織と位置づけられてきた。だが、貸与する報徳金は、報徳社の構成員に限定され、講的運用が行われている。また、報徳社の事務を竹本屋幸右衛門が行っていたが、彼の死後に報徳社の事務がわからなくなり、困惑しているという記録があり、成立期の小田原宿報徳社は幸右衛門による私的運用の性格が強かったと言える。幸右衛門は、同社設立時からの世話人で、後に出身地の成田村で報徳社を設立する際には小田原宿報徳社から報徳金を渡し、本社一分社の関係を築いている。その後も、小田原報徳社は、各地に誕生する報徳社の本社として、報徳運動拡大の歴史的役割を担った。かかる実像を見ると、それをヨーロッパでオーエン（英）やシュルツ（独）、ライフアイゼン（独）が創設した協同組合・信用組合と同列に論ずるのは疑問である。

このように、報徳社研究には多くの課題があり、本論文では、史実に即して報徳社の歴史的な理解を根本から見直そうとした。

小田原仕法が弘化3年(1846)7月に「畳置」になった原因について、農民身分出身の尊徳の高名を妬み、藩政に介入することを嫌い、尊徳の排斥に至ったというのが、これまでの理解だが、これも史料の裏付けがない。史料には「報徳之儀、故障之次第有之」「報徳之儀、全政事に差障」と、小田原藩政の都合により「畳置」くとある。当時、小田原藩は大磯沖などの海防に当たっており、尊徳が主張する仕法が実施できる状況にはなかった。尊徳は返金されるはずの5000両を含む1万両を逆に小田原藩に差し出すと申し出て、仕法の継続をはかったが、藩はあくまで返金の意思を貫き、仕法を中止している。

本論文では、尊徳への仕法依頼内容が曖昧なままに進められてきた中での小田原仕法の「畳置」について、海防という幕末期の幕政、小田原藩政の展開の問題などと合わせて検討する必要があることを確認した。

以上が、請求者が年来の研究をまとめた本論文の概要である。

二宮尊徳に関する研究は、昭和初期に『二宮尊徳全集』全36巻が公刊され、その仕法に関する膨大な一次史料が翻刻・収録されたにもかかわらず、戦後に至っても基本的には変わらなかった。その背景には、昭和戦前期において、尊徳の少年時代の逸話が、全国の多くの小学校などに建置された「金次郎像」とともに、「少国民」の錬成、また尊徳の勤儉力行の思想が総力戦体制の構築に利用されたこともあり、戦後は尊徳とその仕法に関する研究自体が低調だったことであろう。請求者は、十数年来、この一次史料に基づく尊徳とその仕法に関する研究に従事し、この分野での研究を主導してきた研究者の一人である。

本論文にまとめられた、その主な研究成果は、尊徳とその仕法に関し、その発端をなす桜町仕法の着手経緯、小田原仕法の開始および中止経緯とその性格、仕法の基本理念をなす「分度」論の成立と発展を、いずれも小田原藩の藩財政改革との関連において、それらの実態を究明するとともに、仕法の実施と発展が尊徳自身がその一人として出発した、村落指導者層のネットワークと、広汎な村民たちの自覚的な行動とに支えられていた事実を検出したところにある。そして、尊徳とその仕法の歴史的 성격の本質が、幕末期の村落と村民による自力救済・自己復興の動きであり、それを領主財政の再建に関連づけることで、領主支配を実質的に制限し、そこに「分度」論の発展内容と、小田原藩との確執要因があることを解明した。さらに、明治以降に展開する報徳社運動の起源をなす小田原宿報徳社についても、尊徳自身の仕法の村ぐるみの性格とは異なる、指導者の個性に依存した実態を明らかにしている。

本論文について、平成26年12月8日に口頭試問、また平成27年1月14日に公聴会を実施し、審査担当者および公聴会出席者と本請求者の間で質疑応答がなされ、そこに論述された研究における学史把握、課題設定、研究方法、実証のあり方、結論を導出するに至る論理展開などの妥当性、また関連する研究分野との関係等々の面から子細に検討が加えられた。

それらの結果をふまえ、本論文は、博士（文学）の学位を授与するに相応しい研究成果を論述したものであると認められる、との結論に、審査担当者が全員一致で至ったことを、ここに報告するものである。

平成27年2月10日

主査 立正大学大学院文学研究科史学専攻  
教授 奥田晴樹  
副査 立正大学大学院文学研究科史学専攻  
教授 北村行遠  
副査 東京学芸大学  
名誉教授 竹内誠